

## 善監委告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 13 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文  
善通寺市監査委員 安 井 一 博

### 令和元年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査内容

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

#### 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 市民会館 図書館

### 3 監査の期間

令和元年 10 月 4 日（金）から同月 18 日（金）まで

### 4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

#### 各課共通指摘事項

##### 1 契約書の文書形式について

（環境課・隣保館・消防本部・教育総務課・生涯学習課）

一部の契約書において、善通寺市公文例規程第 9 条（文書の形式）の規定による別表に掲げる例の文書形式と異なる契約、又は善通寺市文書取扱規程第 22 条（発信者名）の規定による市長名と異なる発信者の契約が見受けられる。

今後の契約においては、本規程の規定どおり締結するよう訂正されたい。

##### 2 契約書の収入印紙未貼付について

（教育総務課、生涯学習課）

請負契約書及び土地賃貸借契約書には、印紙税法の規定に基づき収入印紙の貼付が義務付けられている。

しかし、教育総務課は請負契約書、また、生涯学習課は土地賃貸借契約書において、収入印紙の未貼付が見受けられる。

今後、印紙税の課税判断については、個々の契約内容を精査し、最終的には、所轄税務署へ確認をする等、相手方に対し、印紙税法を遵守するよう指導されたい。

### 3 契約書の収入印紙誤納について

(隣保館, 環境課, 消防本部, 市民会館)

契約書の収入印紙貼付については, 従前より定期監査で指摘してきたところである。

しかし, 善通寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づく請負契約書の一部において, 単年度契約での収入印紙の貼付が見受けられる。

なお, 契約更新の際には, 相手方に対し, 契約期間及び金額の記載に応じた収入印紙の貼付をするよう指導されたい。

#### 個別指摘事項

(環境課)

##### 市有財産(墓地)台帳の整備について

部落有財産簿において, 町村合併前の旧7村(旧象郷村を含む)になったままの墓地が35筆, 25,037㎡見受けられる。

なお, これらの墓地について, 登記変更するとともに, 市有財産台帳に記載するよう検討されたい。

(教育総務課)

##### ① 土地の賃貸借契約の自動更新について

昨年の定期監査において指摘した学校施設の土地賃貸借契約について, 従前のまま自動更新されている。

早急に, 相手方と協議し, 新たな賃貸借契約を締結されたい。

##### ② 学校生活支援員に係る要綱等の整備について

学校生活支援員は, 文部科学省が平成18年6月の学校教育法等の改正が行われ, 通常の学級に在籍しているLD(学習障害), ADHD(注意欠陥多動性障害)等の発達障害のある児童生徒へ教育を行うことを位置付けており, 国の調査では, 約6%の児童が在籍しているとのことである。

本市は, これらの園児児童生徒に対して, 学校生活支援員の配置を進め, 現在, 幼稚園で22人, 小学校で49人, 中学校で6人が配置されており, 幼小中教育の充実に大きく寄与しているところである。

また, この制度は, 市民により理解を得るために, 要綱等を作成し, 制度の意義を広めるよう検討されたい。

(小学校)

① 学童保育（スタディーアフタースクール）の利用料徴収方法について

本市の学童保育の利用料は、日単位で精算し、給食材料費等と一括して保護者の口座から引き落されている。引き落とし金額の入力は、担任の先生や事務員が行っているが、児童により利用日数が異なるうえ、竜川小学校では、利用児童が 100 人を超えるため、入力に多大の時間を割いている。

一方、他市では月単位の利用料徴収が多く、料金の計算が簡素化されている。

今後、学童保育利用料徴収方法について、学校職員の働き方改革にも配慮し、他市のような月単位での利用料徴収を検討されたい。

② 学童保育教室の整備について

市は、学童保育を幼稚園と分離した教室で実施しているのは、8 小学校のうち、竜川小学校及び中央小学校のみであり、残りの 6 小学校においては、幼稚園の教室を活用して実施している。

なお、来年 4 月の本格的な学童保育を推進するために、早急に、必要な条例等の改正及び教室の整備に対処されたい。

(生涯学習課)

市指定管理者との基本協定等について

市は、平成 18 年度に、「公の施設の管理に関する協定書」を市長と財団法人理事長において締結していた。

現在は、その内容を二分して「善通寺市民体育館等の管理に関する基本協定書」と「善通寺市鉢伏ふれあい公園の管理に関する基本協定書」となっている。この協定書は、教育長と公益財団法人理事長において締結している。

ところが、この協定書は、形式的には行政処分（行政行為）の附款と考えられる。この場合、行政処分権者の教育委員会、利用料及び指定管理料の事務を所掌する市長、指定管理者との三者による協定を結ぶことが必要である。

そこで、今後、これらの協定書について検討されたい。